

設計図書等に関する質疑応答書

令和 6年10月10日

鹿児島市交通事業管理者 殿

住 所

商号又は名称

代表者名

このことについて、下記のとおり質問します。

業 務 名 | 鹿児島市交通局踏切道実態調査業務委託

質問事項 (質問事項の多い場合は、別紙に記入してください。)

- ① 軽作業員は、電子成果品作成費の対象外と考えてよろしいでしょうか。ご教示ください。
- ② 軽作業員は、旅費交通費の対象外と考えてよろしいでしょうか。ご教示ください。
- ③ 旅費交通費は、千円まるめ (千円未満切捨) と考えてよろしいでしょうか。ご教示ください。

回 答 | 令和 6年 10月 10日 鹿児島市交通局経営課

- ① 軽作業員について、電子成果品作成費の対象に含まれております。
- ② 軽作業員については、旅費交通費の対象外となります。
- ③ 市電運賃の税抜き価格であることから1円単位 (小数点以下切り捨て) で考えております。

※設計図書等の閲覧等及び質疑応答については、公告文に記載のある内容のとおりとする。